



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………一
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

告示 (内水漁管)

○東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限……………三

○令和八年度第五種共同漁業の増殖方法等……………四

公告

○土地収用法施行令に基づく公示送達……………五
……………(東京都収用委員会)……………

告示

●東京都告示第二百四十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第八百十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十日

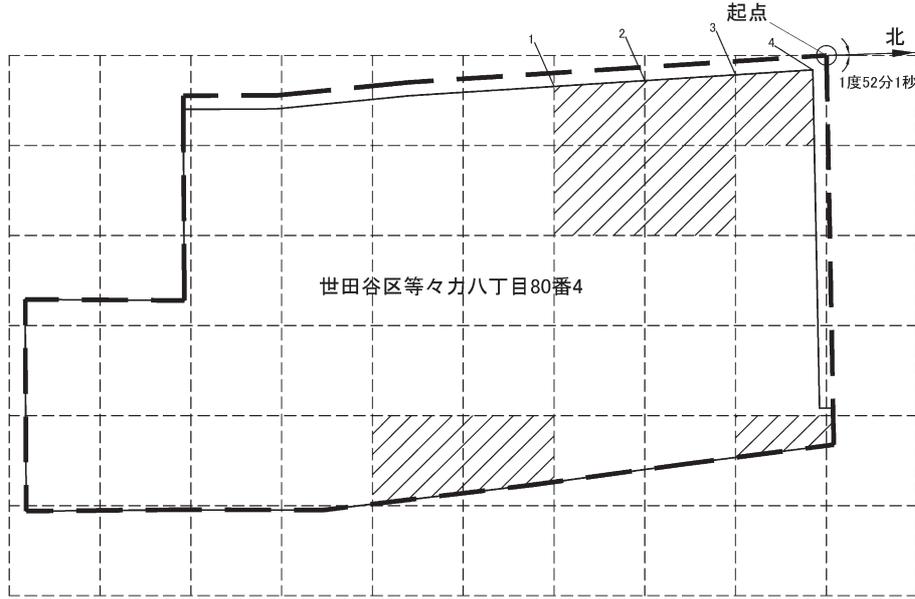
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区等々力八丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】

起点は、世田谷区等々力八丁目80番4の最北端とする。

点名	X座標	Y座標
1	-30.0964	-2.4691
2	-20.0806	-2.1458
3	-10.0647	-1.8225
4	-1.5481	-1.5476

※座標は、起点を(X, Y) = (0.000, 0.000)とし、南北方向をX、東西方向をYとした任意座標である。

【凡例】

- 単区画
- 調査対象地
- - - 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【格子の回転角度(1度52分1秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十三号

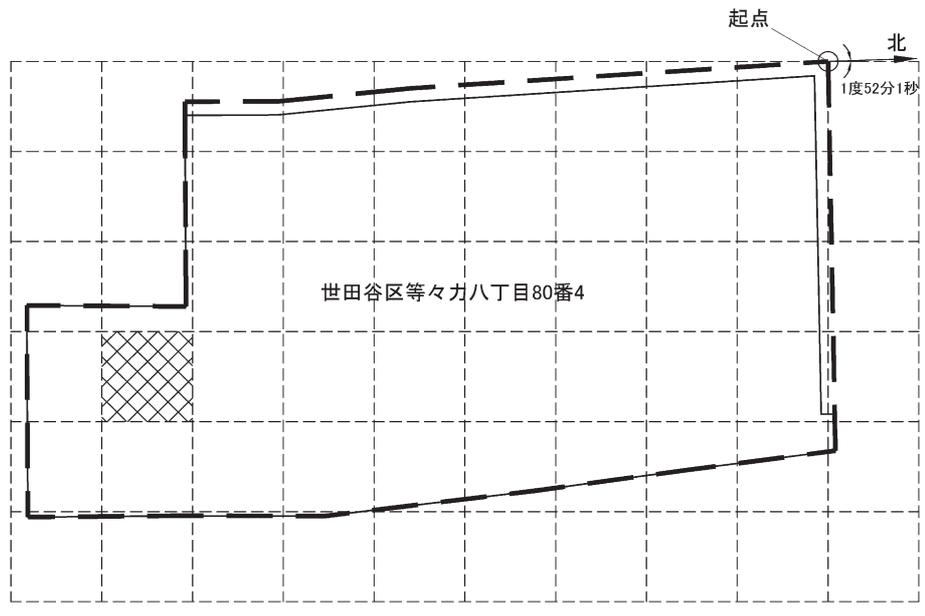
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、令和七年東京都告示第八百十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年三月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区等々力八丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、世田谷区等々力八丁目80番4の最北端とする。

【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- - - 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【格子の回転角度(1度52分1秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示(内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

令和八年三月十日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安永勝昭

(放流の制限)

一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

(持ち出しの禁止)

二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

(遺棄の禁止)

三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(有効期間)

四 この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。

●東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

令和八年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和八年三月十日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
青柳市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第1号	あゆ	1,500 kg	10~15 g		
		にじます	7,100 kg	100 g		
		やまめ	3,600 kg	100~105 g		
		稚魚	130,000尾	2 g		
西多摩郡奥多摩町 米川733番地 米川漁業協同組合	内共第1号	いわな	115 kg	100~400 g		
		卵	10,000粒			
		こい	25 kg	50 g		
		ふな				
青柳市御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	かじか				
		あゆ	10 kg	10 g		
		にじます	250 kg	100 g		
		やまめ	200 kg	100 g		
あきる野市農沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内共第2号	こい	10,000粒			
		ふな	5 kg	50 g		
		つぐい				
		かじか				
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	あゆ	290 kg	25 g		
		こい	190 kg	200 g		
		つぐい				
		おいかわ	40 kg	40 g		(1箇所15㎡以上)
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第12号	あゆ	50 kg	25 g		
		こい	140 kg	200 g		
		ふな				
		つぐい				
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第5号	あゆ	30 kg	40 g		
		つぐい	40 kg	25 g		
		にじます	800 kg	80 g		
		やまめ	85 kg	1,700 g		
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	稚魚	120 kg	100 g		
		卵	10,000尾	2 g		
		こい	15,000粒			
		ふな	80 kg	200 g		
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	つぐい				
		あゆ				
		にじます	20 kg	40 g		
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				
		かじか				
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ				
		つぐい				
		にじます				

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考	
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小河内漁業協同組合	内共第9号	にじます	350 kg	100 g			
		やまめ	125 kg	100 g			
		稚魚	10,000 尾	2 g			
		卵	10,000 粒	2 g			
		いわな	125 kg	150 g			
		稚魚	10,000 尾	2 g			
		うぐい				1箇所	
						(1箇所10㎡以上)	
		にじます	60 kg	100 g			
		やまめ	40 kg	100 g			
		稚魚	10,000 尾	2 g			
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京東部漁業協同組合	内共第10号	いわな	10,000 粒	150 g			
		稚魚	10,000 尾	2 g		1箇所 (1箇所10㎡以上)	
		うぐい					
		やまめ	10,000 尾	2 g			
		稚魚	10,000 尾	2 g			
		いわな	10,000 粒	2 g			
		稚魚	10,000 尾	2 g		1箇所	
		うぐい					
		やまめ	1,000 kg	25 g			
		稚魚	1,000 尾	25 g			
		うなぎ	0 尾	25 g		4箇所	
内共第11号	うなぎ	1,400 kg	25 g				
	うなぎ	60 kg	25 g				

注 この表については、コナハル・スナハル・スナガハル等の主な延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示(委員会指示第1号)に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。

公 告

土地収用法施行令に基づく公示送達
 土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和8年3月30日の終了をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

令和8年3月10日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

記

1 事件名

令和7年第4号及び令和7年第4号の2

東京都市計画道路事業幹線街路環状第4号線のための

土地収用事件

2 送達すべき書類

令和8年2月19日付裁決書の正本

3 送達を受けるべき者

住所 不明

ただし、土地登記簿上の住所は、東京都新宿区

市谷富久町60番地

氏名 佐藤 鈴子

4 公示送達に係る土地の所在及び地番

東京都新宿区富久町60番164

5 公示送達に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎 1階南側)
 (2) 掲示を始めた年月日
 令和8年3月10日

発行

東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

